コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

CHOFU SEISAKUSHO CO.,LTD
最終更新日：2015年4月14日
株式会社 長府製作所
代表取締役社長 橋本和洋
問合せ先：本社総務部 083-248-2777
証券コード：5946
http://www.chofu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的かつ安定的に収益を確保して企業価値を高めることを目標としており、取締役、監査役制度をいっそう強化しながらコーポレート・ガバナンスを充実していきたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5,741,928	15.95
長府物産株式会社	4,313,138	11.98
株式会社長府精機	4,097,549	11.38
株式会社長府共済会	3,174,270	8.82
株式会社西日本シティ銀行	1,734,800	4.82
株式会社山口銀行	1,723,800	4.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,061,500	2.95
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	979,900	2.72
明治安田生命保険相互会社	722,693	2.00
福山通運株式会社	692,050	1.92

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査につきましては、会計監査人として仰星監査法人を選任しており、会計監査業務を執行した公認会計士は徳丸公義氏、重見亘彦氏の2名であります。また、監査の状況につきましては、随時監査役に報告するなど、連携をとりながら会計監査及び指導を行っております。
当社の内部監査につきましては、当社の業務が、法令や企業理念、社内規程に従って適正かつ効率的に遂行されているか等について評価・検証するため、必要に応じて内部監査室が監査役、会計監査人と連携をとりながら、業務監査及び指導を行っております。
監査役監査につきましては、各監査役が監査役会規程に準拠し、当期の監査方針、計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取するなど、適正な監査を行っております。
また、監査役は会計監査人から監査計画、監査報告等を受けるほか、必要に応じて情報交換を行い相互連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山元 浩	弁護士										○			
福田浩一	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山元 浩	○	――	弁護士としての業務経験が豊富であり、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社の独立役員といたしました。
			金融機関での業務経験が豊富であり、財務お

福田浩一		―――	よび会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数　1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

当社を取り巻く経営環境を考慮し、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、取締役および監査役の報酬等の総額を各々、開示しております。

第61期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の取締役および監査役の報酬等の総額は以下のとおりであります。
取締役（9名）100百万円
監査役（2名）7百万円（社外監査役を除く）
社外監査役（2名）3百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。
監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達等につきましては内部監査室で対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、株主総会、取締役及び取締役会、監査役会（監査役及び社外監査役）が会社の機関の基本となっております。現行の経営体制は、取締役8名、監査役4名（うち社外監査役2名）であります。なお、社外監査役は、弁護士及び金融機関の出身者に就任いただいております。
取締役会では、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しており、経営全般の指揮監督を行っております。また、監査役会では、会社の健全な経営に資するため客観的な立場から職務の執行について監査を実施しております。
当社の内部監査につきましては、当社の業務が、法令や企業理念、社内規程に従って適正かつ効率的に遂行されているか等について評価・検証するため、必要に応じて内部監査室が監査役、会計監査人と連携をとりながら、業務監査及び指導を行っております。
監査役監査につきましては、各監査役が監査役会規程に準拠し、当期の監査方針、計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取するなど、適正な監査を行っております。
また、監査役は会計監査人から監査計画、監査報告等を受けるほか、必要に応じて情報交換を行い相互連携に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におきましては、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、監査役4名のうち社外監査役2名を選任しております。
専門的な知識・経験による助言及び客観的な立場による監督により、経営監視が十分機能する体制が整っていることから現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月13日開催
その他	わかりやすい株主総会にするため、事業報告等の内容をスクリーンに映すビジュアル化を実施し、当社グループの業績や製品などを写真・グラフを使いながら、よりわかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、中間決算および本決算発表時に決算説明会を開催し、決算実績および事業概況、今後の経営戦略等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトに、決算短信、報告書、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	本社総務部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）について、下記のとおり決議しております。

1．取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、保存すべき情報の内容に応じて、検索性の高い状態で保存・管理するための手順を、文書管理規程に定める。

2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、会社の存続にかかわる重大な事案の発生等によるリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての体制を整備する。
（2）各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理をおこなう。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

3．取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
（1）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜随時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる事項など一切の事項について、審議を経て執行決定を行うものとする。
（2）取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程および職務分掌規程にもとづいて行なう。

4．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役会において、社員等（取締役および使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社員等が当社の社会的責任および企業倫理を果たすように行動するため、長府製作所行動基準としてコンプライアンス規程を定める。
（2）長府製作所行動基準の履行状況を確認するため、総務担当役員は、コンプライアンス体制の構築および運用を行なう。また、内部通報の受付窓口を総務部に設置し、不正行為等の早期発見、是正に努める。
（3）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切の関係を持たず、介入が疑われる場合は直ちに取締役会に報告し、会社全体の問題として方針を定め、不当な利益を付与することがないよう毅然とした態度で対応する。

5．会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
総務部は、企業集団全体のコンプライアンス体制の構築に努め、適切に運用する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要に応じ人員を配置することができる。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号により監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

8．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
社員等は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告する。

9．その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
監査役は取締役会に出席し、適宜取締役と意見交換し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を行なう。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切の関係を持たず、介入が疑われる場合は直ちに取締役会に報告し、会社全体の問題として方針を定め、不当な利益を付与することがないよう毅然とした態度で対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社を取り巻く経営環境の変化等を考慮し、必要に応じてガバナンス体制の見直しを行います。

コーポレート・ガバナンスの体制図

